

東予港西条地区産業用地地盤改良整備事業 要求水準書

第1 総則

1 適用

本要求水準書は、東予港西条地区産業用地地盤改良整備事業（以下「本事業」という。）において、愛媛県（以下「県」という。）が要求する整備水準（以下「要求水準」という。）を示すものであり、本事業に係る提案（以下「事業提案」という。）に適用する。

次に基本事項を示す。

- (1) 要求水準は、原則として県が要求する機能と性能の最低基準を規定するものであり、整備の具体的仕様及び施工計画等について、事業者が要求水準以上となるように提案を行うものとする。
- (2) 本要求水準書の「第3 本事業に関する整備の要求水準」等により具体的な仕様を規定しているものは、提案にあたって、最低条件の基準を示したものである。したがって、実際の設計図書は、同等以上の性能を有することを目指して、設計業務実施中に県と協議を行い確定させる。「第3 本事業に関する整備の要求水準」等に具体的な規定がないものについても、整備の目的や機能が十分に満たすものとなるよう県と協議を行い、設計図書を確定するものとする。
- (3) (2)に示す他、提案した内容について、設計業務中において県との協議を行い、設計図書を確定するものとする。

第2 本事業における条件

1 事業地概要

- (1) 位置：東予港西条地区廃棄物処理・活用用地
西条市ひうち字西ひうち30番、31番及び32番
並びに30番、31番、32番及び33番の地先公有水面
- (2) 敷地面積：314,000㎡（概算値）

2 適用法令及び適用基準

本事業の実施に当たっては、下記『準拠すべき設計基準等』を遵守するものとする。その他の関係法令、各種基準などについては、事業者の責任において調査し、各々の許認可手続上設定される最新のものを採用すること。

準拠すべき設計基準等（すべて最新版とする）

港湾の施設の技術上の基準・同解説	（公益社団法人日本港湾協会）
土木工事標準積算基準	（愛媛県土木部）
港湾請負工事積算基準	（愛媛県土木部）
設計業務等標準積算基準	（愛媛県土木部）
土木工事設計要領	（愛媛県土木部）
愛媛県土木工事共通仕様書	（愛媛県土木部）
土木工事数量算出要領	（愛媛県土木部）
写真管理基準	（愛媛県土木部）
愛媛県グリーン購入推進方針	（愛媛県県民環境部）

※その他準拠すべき設計基準等については参加者の責において調査、確認すること。

第3 本事業に関する整備の要求水準

1 地盤改良整備に関する基本方針

- (1) 期限内の竣工が可能な地盤改良整備
 - ・令和8年度末までの竣工が技術的に可能な施工計画であること。
 - ・工事目的物の性能等が確保された提案であること。
 - ・近隣施設への影響を考慮した施工計画であること。
- (2) 環境や安全に配慮した地盤改良整備
 - ・建設副産物の発生抑制、発生材の再利用及びリサイクル品の活用を図るなど、省資源に配慮した提案であること。
 - ・近隣区域の環境に配慮した施工計画であること。
 - ・安全に配慮した施工計画であること。
- (3) その他
 - ・周辺企業、地元漁業協同組合及び西条市等（以下「地元関係機関」という。）の理解を得るよう努めること。
 - ・地域経済の振興に配慮するとともに、県内建設業の担い手育成に配慮すること。

2 設計業務に係る条件

- (1) 事業地全体において上載荷重を10kN/m²として沈下検討を実施し、令和8年度末までに許容残留沈下量を10cm以下とすること。
- (2) 埋立地の完成時における地盤高は、公有水面埋立免許申請書のとおりとすること。
- (3) 事業者が必要と判断した場合、事業者の業務として、測量及び地質調査（ボーリング等）等必要な調査を実施すること。
- (4) 既存施設に係る事前対策工（周辺地盤・護岸の変状防止対策）の必要性及び必要な場合の工法、施工計画等について検討すること。
- (5) 周辺海域を汚染しないよう、仮設備の必要性及び必要な場合の工法、施工計画等について検討すること。
- (6) 当該事業地において、将来の工場等の建設に影響のない工法及び使用材料を検討すること。

3 工事業務に係る条件

- (1) 令和8年度末までに竣工すること。なお、令和8年に立地企業の公募を予定しており、立地企業が確定した場合、立地企業の要望を踏まえ、県が、事業地のうち、早期に竣工すべき場所を部分的に指定することがある。
- (2) 埋立地北東端にある余水吐を撤去すること。
- (3) ドレーン工法の場合、沈下の動態観測を実施すること。
- (4) 土砂を搬入する場合、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号）第1条に規定する水底土砂に係る判定基準かつ愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年3月24日条例第2号）第5条に規定する土砂基準を満足する材料とし、試験結果を県に提出すること。
- (5) 土砂を搬入する場合、搬入元及び搬入ルートを県に報告すること。また、公共工事による残土の活用について県と協議するとともに、立地企業の要望があれば、搬入後の土砂の活用について立地企業と協議すること。
- (6) 工事完了後、速やかに面積を測量し、測量データを県に提出すること。部分的に竣工する場合も同様とする。

- (7) 常に工事の安全に留意し、災害及び事故の防止に努めること。第三者に対する安全確保のため、万全の配慮を行い事故の発生を未然に防止すること。
- (8) 工事により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を遵守し、建設廃棄物処理ガイドライン等に基づき適正に処理すること。建設発生土は、場外処分とする。ただし、他の工事現場への流用を考慮する等不法投棄の発生のないよう処理すること。

4 共通条件

(1) 実施体制

- ・設計から工事までの業務遂行にあたって、県及び関係機関との協議、調整を行い、無理のないスケジュールで行うことが可能な体制及び施工計画とすること。
- ・建設業法（昭和24年法律第100号）等法律に基づいた体制で業務を実施すること。

(2) 関係機関との協議

- ・業務の実施にあたっては、関係機関等と十分に協議、調整を行うとともに、その内容を記録に取りまとめ、県に報告すること。

(3) 近隣への配慮

- ・契約締結後、本事業の概要、日程及び工事実施計画等（調査、施工時期、施工方法等の計画）について、地元関係機関への説明を行い、了解を得るよう努めること。
- ・工事着手前、事業の進捗上重要な段階及び県が必要と判断する場合、地元関係機関に対して工事の説明を行い、理解を得るよう努めること。
- ・地元関係機関への説明や協議等の内容について記録に取りまとめ、県に報告すること。
- ・本事業に起因する騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下及び地下水位低下その他周辺環境に与える影響（地下水の水質及び水量への影響を含む。）を調査し、分析し、及び検討し、必要がある場合、適切な対策を講じること。
- ・近隣の建物や、道路、護岸、公共施設などに損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- ・工事期間中は、材料搬入に係る経路等も含み、歩行者及び一般車両の通行に支障がないように、交通誘導員を必要箇所に配備すること。
- ・工事期間中は、敷地境界沿いの清掃等の実施により近隣への配慮を行うこと。

(4) その他

- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく届出及び公有水面埋立法（大正10年法律第57号）に基づく変更申請（土砂種及び施工方法の変更等）等に必要資料作成に協力すること。

第4 業務区分表

分類	業務内容	業務分担		備考
		県	事業者	
設計	測量・調査		○	事業者提案による
	設計		○	
工事	工事		○	
	工事監理	○	○	
	竣工確認	○		